

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 役員報酬支給基準について

基本的考え方

報酬額の設定については、東京都指定職給料表を準用

移行型の法人であることから、現在の所長ポストに対する給与支給状況を考慮し水準調整

業績を役員報酬に反映(年収ベースで±10%程度)

常勤役員報酬

(単位:円)

号給	年収換算	備 考
1	13,745,000	都指定職給料表0.25号給に相当
2	14,026,000	都指定職給料表0.50号給に相当
3	14,307,000	都指定職給料表0.75号給に相当
4	14,587,000	都指定職給料表1号給に相当
5	14,868,000	都指定職給料表1.25号給に相当
6	15,148,000	都指定職給料表1.5号給に相当
7	15,429,000	都指定職給料表1.75号給に相当
8	15,709,000	都指定職給料表2号給に相当
9	16,004,000	都指定職給料表2.25号給に相当
10	16,298,000	都指定職給料表2.5号給に相当

【参考】東京都指定職給料表(18年度～)

(単位:円)

号給	給料月額	年収換算
1	767,000	14,587,000
2	826,000	15,709,000
3	888,000	16,888,000
4	971,000	18,467,000
5	1,047,000	19,912,000
6	1,123,000	21,358,000
7	1,203,000	22,879,000

非常勤役員(監事)報酬

1日あたり30,000円(都指定職給料表を参考に設定)

報酬決定手続き

地方独立行政法人法(56条・48条)

地方独立行政法人

役員報酬の基準を定め、知事に届出

知 事

役員報酬の基準を評価委員会に通知

評 価 委 員 会

社会一般の情勢に適合したものであるかについて、知事に意見を申出